

旭川地方裁判所委員会議事概要

テーマ『旭川地方裁判所における裁判員裁判の実施状況と課題について』

1 開催日時 平成24年11月14日（水）午後1時30分から午後3時30分
まで

2 開催場所 旭川地方裁判所

3 出席者（50音順・敬称略）

地裁委員 大野一樹，奥田正昭，佐伯恒治，佐古田真紀子，鈴木義幸，高橋弘道，宮嶋睦子

報告者 小林謙介地裁判事

事務局 井川雅寛地裁刑事首席書記官，三上泰仁地裁刑事次席書記官，藤原克彦地裁刑事訟廷管理官，鈴木浩二地裁事務局長，富所良家裁事務局次長，宮下智地裁総務課長，澤崎豪地裁総務課課長補佐

4 議 事

(1) 開会宣言

(2) 委員交替の報告

(3) 説明等（本日のテーマ『旭川地方裁判所における裁判員裁判の実施状況と課題について』）

ア 裁判員法廷の電子機器等についての説明等

地裁委員会の会場に，旭川地裁における裁判員候補者選任手続の説明会場のレイアウトの一部を再現した。

また，裁判員法廷において，事務局から同法廷に設置されているビデオリンクシステム，大型モニター，書画カメラ等の電子機器についての説明を行った。

イ 旭川地裁の裁判員裁判実施状況等の報告

報告者から、以下の説明を行った。

(ア) 事件数の概況等

(イ) 旭川地裁の裁判員裁判の運用について

a 特色

b 裁判員候補者の選定数について

c 審理上の問題

(ウ) 裁判員経験者による意見交換会について

(4) 意見交換

委員 先日旭川地裁で行われた裁判員裁判を傍聴したが、証人が証言するものと思っていたところ供述調書の朗読のみであり、意外と証人が出てくることはないものだと感じた。今後は人証としての取調べを検討していくことになるのか。

委員長 この場は、基本的には裁判所の運営に関する議論をしていただく場であって、本来は個別の裁判体の訴訟運営に関する議論とは区別する必要があるが、裁判員制度は施行後3年を迎え、現在その見直しに向けた検討が進められているところであり、その流れの中でこのような機会に地裁委員の方の御意見をお聞きすることは有益であって、市民の声がその検討に反映されることがあれば望ましいと考えるので、このまま意見交換を続けたい。

報告者 当該裁判員裁判においても、各証人の証言が書面によって処理されており、そのような立証が果たして裁判員にとって分かりやすいものであるかどうかとなると疑問があるところである。当該裁判の争点は量刑であり、量刑が争点である場合は当該事件がどのようなものであったかということが議論の中心となるので、そのような点に関する証言を生の声で聞くことにより、これをその後の評議で活かしていければと考えている。

委員 理由なし不選任の実際の運用はどのようになっているか。

委員 この点は、あまりオープンにできない分野の話題と思われる。

委員長 運用上全くないわけではないと聞いているが、この制度の運用においては公平な裁判の観点があるかと思われる。

委員 配布されたパンフレット「裁判員制度Q&A」にある「その他裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人」への該当性の判断基準はあるか。

報告者 候補者は無作為に選ばれるため、その中には弁護士や自衛官等そもそも裁判員になることができない人も含まれている可能性があり、このような人は選ばれた後に除かれることになる。さらに、適正な評議ができない人、すなわち公平な裁判のための判断ができない人も除かれる。ただし、そのような人は今までのところ見かけたことはない。

委員 先日の裁判員裁判は私も傍聴したが、冒頭陳述等の手続の際、裁判員は緊張しすぎないで務めていると感じられ、また、書面の朗読が速く感じられた。ただし、冒頭陳述の内容自体には特段感想はない。

委員 傍聴時の私の感想として、裁判員は真剣に話を聞いていたが、一言も言葉を発しなかったことが印象に残っている。また、冒頭陳述は速すぎると私も感じたが、その後の証拠調べは、検察官、弁護人ともに非常に分かりやすい立証活動であった。ただ、調書の読上げについては、分かりやすい言葉で表現されていたものの、本人の言葉ではないから、その供述の確かさに疑問を感じた。検察官の論告は、内容が論理的で素晴らしいものであったが、弁護人の弁論は、ベテランの弁護士が書面を読み上げて行われ、立場上やっているだけで本心は別にあるのではないかと感じるものであった。と同時に、

主張立証の上手下手で結論が左右されるとしたら、その点は非常に問題であるとも感じた。判決は、端的で厳しく響いた。裁判官1人で言い渡す通常の事件の場合はよいが、私は仕事柄どうしても被告人のことを考えざるを得ず、市民が関与して厳しい判決を下すことで、被告人は将来にわたり社会を敵に回して生きていくことになるのかなという気がした。

委員 我々検察官としては、辛辣な意見をいただいた方が法廷活動の改善につながる。ただ、証人にとって法廷で証言することには相応の心理的負担があり、今後も調書による立証の運用は続くものと考えているが、その場合の工夫として、図面や写真の添付による分かりやすさや長短につき御意見、御感想があればいただきたい。

委員 調書の長さについてはちょうどよかったと思う。

委員 先ほど御感想のあった供述の確かさの点は、弁護人が証拠とすることに同意した場合であってもやはりそのように感じるか。

委員 被告人は、借金の返済のためではないと言っていたが、調書には借金返済のためと書いてあったようである。

委員 調書は結果を記載しているだけなので、その点は何とも言い難いと思う。なお、先ほどの御感想の中で、裁判員の発言についての話題があったが、裁判員裁判の実情として、自ら質問をしようとする人はいないではないものの少ない方である。傍聴人等他人が見ている前で話すのは恥ずかしいということもあるようで、裁判官が質問したい内容を代わりに質問していることもある。

委員 一般人視点では、証人尋問などで供述者が泣き出すような事態があると、裁判員の心証形成に影響するのではないかと思っている。裁判員制度ができて、そのような裁判員とともに刑事裁判を審理することとなり、法律の専門家はやりづらさを感じているのではない

か。裁判員からしても、専門家たちはどう思っているのか気になるだろうと思っている。

委員 制度は全般的によい方向に向かっていると思うし、検察官としても事件を深く理解し、従前はプロの人たちに分かってもらえればよかった主張立証を工夫して一般の人たちにも理解していただけるようにしなければならないと思って取り組んでいる。

委員 供述者が泣き出すなどのことで裁判員が影響を受けすぎているような場合、これを是正するような努力をしているのか。

委員 そのようなことはインパクトのあることであろうが、その点は証言での出来事として、泣くほどの出来事があったのかどうかという証言の内容も含めて理解していただけるように質問の仕方を工夫していくということになると思う。

委員 裁判員経験者の意見交換会での意見は、好意的なものが多すぎるのではないか。

委員 4月に旭川地裁で行われた意見交換会は、模範解答というべき発言が多かったが、これはわざわざ意見交換会に出席してくれた人の発言であり、もともと意識の高い人が多かったためと思っている。ただ、全体的にも裁判員としての経験に満足したという人がほとんどであり、これは全国の裁判員経験者においても同様である。

委員 実際に裁判員に選ばれた人の中には、うまく話ができない人も含まれているのではないか。

委員 裁判所としては、評議の時間を多く確保しているし、確かに話をするのが苦手な人もいるが、まんべんなく各裁判員から話を聞いて評議を行っている。

委員 本委員会に先立って裁判員候補者選任手続の呼出状の見本をいただいたが、重要なものばかりとはいえ書面の分量が多すぎると感じ

た。書面を見比べると重複している情報も含まれているので、サンプルに整理した方がよい。また、旅費については、辞退したい人まで書面を書かせるのか。

事務局 辞退希望者に対しては、辞退が正式に決まるまではそのように対応せざるを得ない。

委員 書面の分量は確かに多いと思うし、バラバラにならないよう冊子にしてはどうかとも思う。

委員 くじで選ぶとの説明があるが、くじとはどのようなものか。

委員長 これは、裁判所で行っているものではなく、市町村においてコンピュータを利用して無作為に抽出して選ぶものである。

委員 地方の人は、裁判所まで来るのは大変ではないか。裁判員に選ばれたら、そこから自分で宿泊の手配もしなければならず、それも大変なことであろうと思う。

事務局 裁判員として在任中には宿泊を必要とする人が裁判員に選ばれた場合は、裁判所が裁判員と一緒に宿泊先を探している。

委員 本委員会の会場が実際の裁判員選任手続時にはその会場になることであるが、方向音痴の私でも案内に沿ってここまで来ることができた。

委員 先ほど模擬の選任手続の受付を経験したが、対応は丁寧であった。

委員 待ち時間が長いのであれば、裁判員候補者が座るソファなどがあった方がよいのではないか。

事務局 実際の裁判員選任手続では、集合時刻を午前9時20分とし、手続開始を9時30分としているので、そのとおりの進行であれば待ち時間は10分間である。

委員 先ほどの事務局からの説明で、立証の際の写真カラーにするか白黒にするかという話題があったが、その違いで心証形成に影響が

出ることはないか。

委員長 その点は、立場によって受け止め方が違うと思われる。検察官からすれば生の事実として受け止めてもらいたいであろうし、弁護人からすればそれは刺激的すぎるという考え方になるのであろう。

委員 暴力団員や生活保護受給者は裁判員になれないのか。

報告者 裁判員になることはできるが、前科がある人はなることができないし、暴力団員はそもそもこの制度に協力しないのではないか。

委員 被告人が知人である場合はどうか。

報告者 一定の親しい関係にある場合はなることができないので、選任手続で関係性を確認することとなる。

委員 公判前整理手続で整理されすぎているということはないか。

報告者 どの公判でも一定の立証はされており、そのようなことが問題になったことはない。

委員 裁判員制度によって裁判官、検察官、弁護人には相当負担がかかっているのではないか。意識改革がされたということか。

委員 裁判員からもよく「我々のためにここまでしてくださって。」と声を掛けられるが、そのように対応することは当然であり、市民の参加を得て裁判をしていくこと自体をありがたいことと考えている。裁判官としても、そのようなことにやりがいを感じながら取り組んでおり、全く面倒なこととは思っていない。

(5) 障害者対応について

会場に各種障害者対応機器を設置した上、事務局から、以下の説明を行った。

ア 視覚障害者について

(ア) 旭川地裁の対応

(イ) 旭川地裁に整備済みの障害者対応機器の紹介

イ 聴覚障害者について

(ア) 旭川地裁の対応

(イ) 旭川地裁に整備済みの障害者対応機器の紹介

(6) 次回開催日時等

委員長から、次回の地裁委員会を家裁委員会との合同開催とすることにつき委員の意見を求めたところ、特段の反対意見はなかった。また、次回テーマについて、委員から特段の意見はなく、委員長から、上記合同開催となった場合のテーマ案として「利用しやすい裁判所にするための方策について」又は「裁判所の広報活動について」（いずれも仮題）を提示したところ、特段の反対意見はなかった。これらの点については、12月12日の家裁委員会において同様の提案を委員長から行い、その結果を踏まえて決することとされた。

(7) 閉会宣言

配 布 資 料

資料1 平成24年4月20日開催の裁判員経験者の意見交換会議事概要

(事前配布)

資料2 裁判員選任手続に関する改善事項

(配布資料添付省略)